

原議保存期間	3年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁保発第30号、丁生企発第139号
丁人少発第297号

令和6年3月12日
警察庁生活安全局保安課長
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁生活安全局人身安全・少年課長

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う対応について(通達)
令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)」が制定され、本年4月1日より施行される。

同法は、女性をめぐる課題が生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化又は複合化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性の支援の根拠法を、売春をなすおそれのある女子の保護更生を目的とする売春防止法から脱却させ、民間団体との協働といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築するものである。

都道府県警察においては、これまでも困難な問題を抱える女性からの搾取を行う悪質な事犯の取締りのほか、支援を要すると思われる者を取り扱った場合における関係機関への積極的な取次ぎなどを推進してきたところであるが、同法の趣旨や内容を踏まえ、引き続きこうした取組を進められたい。